

平成 22 年 5 月 27 日

各 位

上場会社名 株式会社プレステージ・インターナショナル  
(コード番号 4290 ヘラクレス市場)  
本社所在地 東京都千代田区麹町一丁目4番地  
代表者名 代表取締役兼代表執行役員 玉上 進一  
問合せ先 取締役兼執行役員 橋本 幹夫  
TEL (03) 5213 - 0220  
E-mail [ir@prestigein.com](mailto:ir@prestigein.com)

## 当社および当社子会社の従業員に対して ストック・オプション(新株予約権)を発行する件に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 27 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、当社および当社子会社の従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行すること、および募集事項の決定を取締役に委任することにつき、下記の通り、平成 22 年 6 月 25 日開催の第 24 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由  
当社および当社子会社の従業員に対し、当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることを目的としております。
2. 新株予約権の内容
  - (1) 新株予約権の割当てを受ける者  
当社および当社子会社の従業員に割当てするものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である株式の種類および数  
新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」)は1株とする。なお、本議案の決議日(以下「決議日」)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。  
  
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$
  
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。  
また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合およびその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。
  - (3) 新株予約権の総数  
2,000個を上限とする。
  - (4) 新株予約権の払込金額(発行価額)  
無償で発行するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。1株当たりの払込金額は新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満は切り上げる)とする。

ただし、当該金額が新株予約権発効日の前日の終値(当日に取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議日の翌日から2年を経過した日より5年間とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社および当社子会社の従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準じる正当な理由のある場合はこの限りではない。

新株予約権の割り当てを受けた者が死亡した場合、相続人がこれを行使できるものとする。

その他の条件については、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得の条件

当社は、新株予約権の割り当てを受けた者が、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、その新株予約権を取得することができる。この場合、当該新株予約権は無償で取得するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加額から前記に定める資本金の額を減じた額とする。

(11) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

以上